

岡山県中小企業特別高圧電力価格高騰対策事業の概要

1 事業の目的

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により経営に影響を受けている中小企業が多い中、エネルギー需要の増加やウクライナ情勢の影響によりエネルギー価格の高騰が続き、事業活動が不安定な状況である中小企業の競争力強化及び県内産業の活力維持に向け、特別高圧電力で受電する中小企業等に対し電気使用量に応じて支援金を交付する「岡山県中小企業特別高圧電力価格高騰対策事業」（以下「補助事業」という。）を実施する。

2 実施方法

補助事業を実施する執行団体（以下「事務局」という。）による間接執行の仕組みにより実施することとし、岡山県は「岡山県中小企業特別高圧電力価格高騰対策事業補助金」（以下「補助金」という。）により事務局が行う支援金の交付等に必要な経費の一部を補助する。

【対象経費等】

事業区分	経費区分	内容	補助率及び補助限度額
人件費	人件費	補助事業に直接従事する職員の配置に要する基本給、諸手当、社会保険料（事業主負担分に限る。）	補助対象経費の10分の10以内 （予算の範囲内とする。）
事業費	事務費	補助事業の実施に要する謝金、旅費、雑給、消耗品費、燃料費、光熱水費、印刷製本費、通信運搬費、役務費、委託費、賃借料、備品費、手数料、その他知事が必要と認める経費	
	補助費	支援金	1,257,395千円以内

3 事業実施期間

補助金の交付決定の日から令和6（2024）年3月20日までとする。

4 支援金の概要（予定）

(1) 想定交付金額

1,257,395千円

(2) 採択基準（予定）

(5)に該当する者であり、かつ、(4)に記載する支援対象期間の支払を既に終えていること。

(3) 交付方法等

支援金の対象者（以下「支援対象者」という。）から交付申請書兼実績報告書が提出された後、事務局が内容の確認及び証憑類の検査を行い、交付決定及び交付額の確定を行った上で、精算払を行う。

(4) 対象経費等

支援対象経費の区分	支援対象期間	支援単価	支援額（1月あたり）
特別高圧電力で受電する電気料金	令和5年4月～9月使用分	(4月～8月分) 3.5円/kWh	支援対象期間の各月における電気使用量に左記支援単価を掛けた金額
※小売電気事業者に対し、既に支払済のもの	※「検針のあった月」により、該当月を判断するものとする	(9月分) 1.8円/kWh	

(5) 対象者の要件（予定）

次の要件の全てに該当する者とする。

ア 中小企業支援法第2条第1項に規定する中小企業及び個人事業主又は中小企業等経営強化法第2条第1項第6号から第8号に規定する法人であること。

イ 次のいずれにも該当しないこと（いわゆる「みなし大企業」でないこと。）。

- ・発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業
- ・発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業
- ・大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている中小企業
- ・発行済株式の総数又は出資価格の総額を、上記に該当する中小企業が所有している中小企業又は上記に該当する中小企業の役員や職員を兼ねている者が役員総数の全てを占めている中小企業

ウ 次のいずれにも該当しないこと。

- ・役員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第9条第21号ロに規定する役員をいう。）が、暴力団員等（岡山県暴力団排除条例（平成22年岡山県条例第57号。以下「条例」という。）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であると認められる者
- ・役員等が暴力団（条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等の統制下にあると認められる者
- ・役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
- ・暴力団員等、暴力団又は暴力団員等の統制下にある者並びに暴力団又は暴力団員等

と社会的に非難されるべき関係を有している者が、経営に実質的に関与していると認められる者

エ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業、同条第13項に規定する接客業務受託営業又はこれらに類する事業を行っていないこと。

オ 県税に滞納がないこと。（徴収の猶予を受けている者は除く。）

カ 訴訟や法令遵守上において、本事業の遂行に支障をきたすような問題を抱えている者でないこと。

キ 次の団体に該当しないこと。

財団法人、社団法人、医療法人、宗教法人、NPO法人、学校法人、農事組合法人、社会福祉法人、生活協同組合、農業協同組合、森林組合、漁業協同組合、任意団体等中小企業基本法に規定する中小企業でない者

ク 日本標準産業分類に基づく次のいずれかの事業を主として行う者に該当しないこと。

(A) 農業、林業

(B) 漁業

(P) 医療、福祉（(835)療術業及び(836)医療に附帯するサービス業を除く）

次のいずれかのサービス業

(7291)興信所(専ら個人の身元、身上、素行、思想調査等を行うもの)、(7661)バー、キャバレー、ナイトクラブ、(7999)易断所、観相業、相場案内業、(803)競輪・競馬等の競走場、競技団、(8063)マージャンクラブ、(8064)パチンコホール、(8094)芸ぎ業、(8096)場外馬券売場、場外車券売場、競輪・競馬等予想業、(9299)集金業、取立業(公共料金又はこれに準ずるものを除く)、(93)政治・経済・文化団体、(94)宗教、(95)その他のサービス業、(96)外国公務

次の小売業

(6033)調剤薬局

※平成25年10月改定「日本標準産業分類」による。カッコ内の英字・数字は分類符号。

ケ 県内の事業所等（市町村等が設置する公共施設を除く。）において特別高圧電力で受電する中小企業等又は県内の特別高圧電力で受電する工業団地や商業施設等（市町村等が設置する公共施設を除く。）に入居する中小企業等であること。

5 支援金に関する事務局の業務

支援金に関して事務局が行う業務は、次のとおりとする。なお、事務局は、業務の実施に関して知事の指導に従うものとし、業務の実施に係る疑義、支障等が生じたときは、速やかに知事に報告を行い、必要に応じて協議又は指導を求めるものとする。

(1) 広報業務

支援金についての周知を図るため、チラシの作成及び配布、ホームページへの掲載並びに必要に応じて支援機関等への情報共有により効果的な広報を行う。

(2) 公募及び問合せ対応業務

支援金の公募業務並びに支援金制度及び支援金申請に関する問合せに対応する。

(3) 交付申請兼実績報告書受付業務

申請要件及び必要書類の確認の上、交付申請兼実績報告書の受理業務を行う。また、不

備書類への指導を行う。

(4) 審査、交付決定業務及び支払手続き

ア あらかじめ、支援金の交付に関する規定を定め、知事の承認を受けること。

イ 交付申請兼実績報告書の審査を行い、支援事業者を決定するとともに、交付決定及び額の確定を通知し、支払手続きを行う。

(5) 支援事業者の個人情報の管理

支援事業者の個人情報を厳重に管理すること。

(6) その他事業管理上の対応

その他、補助事業に関連する管理業務を行う。